

# 令和5年6・7月豪雨により被害を受けられた方へ 災害義援金を配分します

令和5年6月28日および7月12日からの豪雨災害の被災者を支援するため、県内外から日本赤十字社富山県支部・社会福祉法人富山県共同募金会・富山県に寄せられた義援金を、人的・住家（床上・床下浸水など）被害を受けられた方に配分します。

## 1 対象者

令和5年6月28日および7月12日からの豪雨により、被害を受けられた世帯（世帯主）

## 2 配分額

区 分		配分額	
人的被害	死亡	30万円	
住家被害	半壊	中規模半壊	60万円
		半壊	30万円
		準半壊	12万円
	一部損壊	床上浸水	5万円
		床下浸水・浸水以外	1万円

※災害義援金の申請状況によっては、上記のほかに追加配分される可能性もあります。

## 3 申請方法

災害義援金を受け取るには、申請が必要です。

申 請 期 間	令和5年12月1日（金）～令和6年2月9日（金）
申請に必要なもの	①災害義援金配分申請書 ②振込先口座が分かる通帳又はキャッシュカードのコピー ③り災証明書のコピー（死亡・半壊・一部損壊（床上浸水）の場合） ④被害状況申立書（一部損壊（床下浸水・浸水以外）の場合） ⑤被害状況が分かる写真など（ある場合のみ）
申 請 先	【窓口での申請】 ・福祉政策課（市役所東館3階） ・行政サービスセンター（大沢野・大山・八尾・婦中） ・中核型地区センター（山田・細入） 【郵送での申請】 ・福祉政策課（下記の住所に送付してください。）  ※ 被害状況が分かる写真などがなく、家族以外に被害状況を確認された方がいない場合は、職員が当時の状況を聞き取りますので、お手数ですが、窓口までお越しく下さい。

【お問い合わせ先・郵送先】

富山市福祉保健部 福祉政策課 地域福祉係  
〒930-8510 富山市新桜町7番38号  
電話 076-443-2164  
ホームページはこちらからアクセス



裏面にQ&Aを掲載していますので、ご覧ください。

# 「富山県令和5年6・7月豪雨災害義援金」Q&A

## Q1 今回の災害義援金について教えてください。

A1 令和5年6月28日および7月12日からの豪雨災害の被災者を支援するため、日本赤十字社富山県支部、社会福祉法人富山県共同募金会、富山県が受入れた義援金を被災者の方に配分するものです。

寄せられた義援金の総額は25,059,873円（令和5年11月22日現在）であり、県が主催し、県内の被災自治体や関係団体などの代表から構成される配分委員会にて、配分額が決定されました。

## Q2 申請書はどこで入手できますか。

A2 ホームページ（表面の下に記載）からダウンロードすることができます。また、窓口（福祉政策課・行政サービスセンター・中核型地区センター）にもあります。

ホームページからのダウンロードや窓口まで取りに来るのが難しい場合は、郵送しますので、福祉政策課（電話：443-2164）までお問い合わせください。

## Q3 対象となる「住家被害」とはどのようなことを指すのですか。

A3 「住家」とは、現実に居住のために使用している建物をいい、「住家」に床上浸水や床下浸水などの被害があった場合に災害義援金の対象となります。

「住家」に被害がなく、別棟の車庫や納屋などにのみ被害があった場合は、災害義援金の対象とはなりません。

## Q4 1階が店舗、2階が住居のような店舗兼住宅の場合も対象となりますか。

A4 店舗兼住宅も災害義援金の対象となります。「床下浸水」「床上浸水」の区分については、住居部分の床に浸水があったかどうかで判断します。

## Q5 災害義援金の申請には「り災証明書」が必ず必要ですか。

A5 死亡・中規模半壊・半壊・準半壊・一部損壊（床上浸水）の場合は、「り災証明書」のコピーが必要です。「り災証明書」の申請方法は、ホームページで確認いただくか、市民課（443-2048）までお問い合わせください。

一部損壊（床下浸水・浸水以外）の場合は、「り災証明書」がなくても、「被害状況申立書」を記載いただくことで、申請することができます。

## Q6 被害状況が分かる写真などを持っていないのですが、災害義援金の申請はできますか。

A6 当時、家族以外に被災状況を確認した方がおられる場合は、「被害状況申立書」にその方の署名（自署）をもらい、申請してください。

被害状況が分かる写真等がなく、家族以外に被災状況を確認した方もおられない場合は、職員が当時の状況を聞き取りしますので、お手数ですが、窓口までお越しください。